

用語のご説明

共済の対象	共済契約により補償される物をいいます。建物や家財がこれに該当します。	敷地内	囲いの有無を問わず、共済の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一共済契約者または被共済者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
再調達価額(新価)	損害が発生した場所および時における共済の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。	被共済者	共済の対象の所有者で、共済の補償を受けられる方をいいます。
時価額	損害が発生した場所および時における共済の対象の価額であって、再調達価額(新価)から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。		

共済金をお支払できない主な場合

- ・ 共済契約者、被共済者、共済金受取人またはこれらの者の法定代理人の故意、重大な過失、法令違反
- ・ 共済の対象に対する加熱作業または乾燥作業(これらの作業によって火災等の事故が生じた場合を除きます。)
- ・ 火災等の事故の際における共済の対象の紛失または盗難
- ・ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動
- ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ・ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性、その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ・ 電氣的事故による炭化または溶融の損害、機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害、亀裂・変形その他これらに類似の損害
- ・ 共済の対象の欠陥(共済契約者、被共済者またはこれらの者に代わって共済の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。)
- ・ 共済の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
- ・ ねずみ食い、虫食い等
- ・ 共済の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、共済の対象ごとにその共済の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- ・ 共済掛金領収前に生じた事故(共済掛金の払込みに関する特約付帯の場合をのぞく)

共済掛金の割引

- 築浅割引  
建物を共済の対象とするご契約で、共済始期日時点において建築年から共済始期年までの年数が20年未満の場合、「築浅割引」が適用され、建物の共済掛金が最大70%割引となります。(割引率は築年数と共済期間によって異なります。)
- 長期口座振替年払割引  
長期契約(最長5年)の共済掛金を口座振替による年払とした場合、「長期口座振替年払割引」が適用され、共済掛金が最大8%割引となります。(割引率は共済期間によって異なります。)
- 事業継続力強化割引  
契約の共済金額が1億円以上であり、経済産業省による「事業継続力強化計画認定」または地方自治体による「BCP優良認定・認証」を受けている場合、「事業継続力強化割引」が適用され共済掛金が10%割引となります。

共済期間および共済掛金の払込方法

- 共済期間  
共済期間は、1年から5年までの整数年です。
- 共済掛金の払込方法

一時払	1年契約について、共済掛金をご契約時に一括払でお支払いいただく方法です。
長期一括払	共済期間が1年を超える共済契約について、共済掛金をご契約時に一括払でお支払いいただく方法です。
口座振替	1年契約で、共済掛金を口座振替でお支払いいただく方法です。
長期口座振替年払	共済期間が1年を超える共済契約について、この共済契約に定められた総共済掛金を共済契約証書記載の回数および金額に分割して、口座振替方式によりお支払いいただく方法です。

※一時払および長期一括払によるお支払いには、直接集金方式や口座振替方式等があります。

ご契約にあたってご注意いただきたい事項

- 告知義務  
ご契約者または被共済者の方は、共済契約の締結に際し、告知事項(重要事項説明書をご確認ください。)について、事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。告知事項について、事実を告げなかった場合や、事実と異なることを告げた場合には、ご契約を解除させていただくことや、共済金をお支払いできないことがあります。
- 通知義務  
ご契約者または被共済者の方は、告知事項のうち通知事項(重要事項説明書をご確認ください。)に変更が生じた場合は、遅滞なくご通知いただく義務(通知義務)があります。ご通知いただけなかった場合には、ご契約を解除させていただくことや、共済金をお支払いできないことがあります。
- 解約  
ご契約を解除される場合は、書面での手続きが必要となりますので、弊社または取扱代理所までご連絡ください。解約の条件によっては、共済掛金を返還または請求させていただくことがあります。(この共済に満期返れい金はありません。)
- 共同元受  
弊社と全日本火災共済協同組合連合会とが共同して共済契約をお引受しております。

# 普通火災共済



※このパンフレットは、「普通火災共済」の概要を説明したものです。詳細につきましては「約款」、「重要事項説明書」をご覧ください。

愛知火災共済協同組合

本部 〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-32 上前津KDビル8F  
TEL 052(251)6281 FAX 052(251)7273  
豊橋出張所 〒440-0882 豊橋市神明町74 豊橋フロントビル8F  
TEL 0532(56) 5701 FAX 0532(56) 5702  
ホームページアドレス <http://www.aichi-kyosai.jp>

取扱代理所



愛知火災共済協同組合



# 普通火災共済



# 火災等の災害から住宅や店舗、工場などの大切な財産をお守りします。

## 損害共済金

下記の事故により、建物や家財、機械設備、営業用什器備品、商品・製品等に生じた損害を補償します。

対象となる事故	 <b>1 火災</b> 火災による損害を補償します。	 <b>2 落雷</b> 落雷による損害を補償します。	 <b>3 破裂・爆発</b> 破裂・爆発による損害を補償します。	 <b>4 風災、電災、雪災</b> 風災、電災または雪災により損害額が20万円以上となった場合に補償します。 <small>※風災等支払方法拡充特約を付帯することにより、20万円未満の損害も対象とすることができます。</small>
	工場物件に限り <b>1</b> ～ <b>4</b> の事故に加え、 <b>5</b> ～ <b>7</b> の事故もお支払いの対象となります。 ▲住宅物件・普通物件(店舗等)は、 <b>5</b> ～ <b>7</b> の事故はお支払いの対象となりません。	 <b>5 物体の飛来・衝突</b> 航空機の墜落や航空機からの物体の落下または車両の衝突等により損害額が20万円以上となった場合に補償します。	 <b>6 水濡れ</b> 給排水設備の事故による水漏れ損害を補償します。(給排水設備自体の損害を除きます。)	 <b>7 騒擾・労働争議</b> 騒擾または労働争議に伴う暴力・破壊行為により損害額が20万円以上となった場合に補償します。

### 損害共済金にプラスして、以下の費用共済金をお支払いします。

<b>臨時費用共済金</b>	①～⑦の事故により損害共済金が支払われる場合に、臨時に生ずる費用として臨時費用共済金をお支払いします。	損害共済金の30% (住宅物件・1事故1敷地内ごとに100万円が限度) (普通、工場物件・1事故1敷地内ごとに500万円が限度) <small>※新価共済特約・価額協定共済特約を付帯した場合は、物件種別にかかわらず、損害共済金の10%を臨時の費用としてお支払いします。(1事故1敷地内ごとに100万円が限度)</small>
<b>残存物取片づけ費用共済金</b>	①～⑦の事故により損害共済金が支払われる場合に、その事故により生ずる残存物の取片づけに要する実費をお支払いします。	実費 (損害共済金の10%が限度)
<b>失火見舞費用共済金</b>	①または③の事故により第三者の所有物に損害を与えた場合に、それに対するお見舞費用をお支払いします。	被災世帯数×20万円 (1事故につき共済金額の20%が限度)
<b>地震火災費用共済金</b>	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、共済の対象が次の損害を被った場合にお支払いします。 【建物】半焼以上(20%以上の損害) 【家財】家財を収容する建物が半焼以上または家財が全焼(80%以上の損害) 【家財以外の動産】家財以外の動産を収容する建物が半焼以上	共済金額の5% (住宅、普通物件・1事故1敷地内ごとに300万円限度) (工場物件・1事故1敷地内ごとに2,000万円が限度)
<b>修理付帯費用共済金</b> (※住宅物件を除く)	①～④の事故により損害共済金が支払われる場合に、共済の対象の復旧にあたり発生した損害原因調査費用等の必要かつ有益な費用をお支払いします。(居住部分にかかる費用は除きます。)	実費 (1事故1敷地内ごとに共済金額の30%または普通物件1,000万円、工場物件5,000万円のいずれか低い額が限度)
<b>損害防止費用共済金</b>	①～④の事故の際に、消火薬剤の再取得など損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な費用をお支払いします。普通物件の全焼の場合は、対象となりません。	①火災②落雷③破裂・爆発の算出方法と同じです。

用語説明  
**住宅物件**：単に住居のみに使用される建物、屋外設備、装置及びこれらの収容家財をいいます。  
**普通物件**：普通火災共済で、住宅物件および工場物件に該当しないものをいい、総合火災共済という非住宅物件も同様です。  
**工場物件**：作業人員常時50人以上、動力50kW以上、電力100kW以上使用のいずれかに該当する場合を工場物件といたします。

### お支払いする損害共済金

■ ①～③の事故の場合

【住宅物件】

$$\text{損害額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額 (時価額)} \times 80\%} = \text{損害共済金 (共済金額が限度)}$$

【普通物件】 【工場物件】

$$\text{損害額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額 (時価額)}} = \text{損害共済金 (共済金額が限度)}$$

■ ④および⑤～⑦(工場物件)の事故の場合

【住宅物件】 【普通物件】 【工場物件】

$$\text{損害額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額 (時価額)}} = \text{損害共済金 (共済金額が限度)}$$

※④の事故および⑤、⑦の工場物件における事故については、共済の対象の損害額が20万円以上となった場合にお支払いします。

### 主な特約 (オプション)

**新価共済特約** 共済の対象は、減価割合が50%以下の建物およびこれに収容される機械設備、営業用什器備品等で、罹災時に再調達価額(新価)基準で共済金をお支払いします。  
※契約期間は最長5年です。

**価額協定共済特約** 共済の対象は、減価割合が50%以下の建物およびこれに収容される家財で、罹災時に再調達価額(新価)基準による実損をお支払いします。共済の対象が全損の場合は、「特別費用共済金」として共済金の10%相当額をお支払いします。(1事故1敷地内ごとに200万円が限度)  
※工場物件には、付帯できません。  
 ※契約期間は最長5年です。

**借家人賠償責任補償特約** この特約を付帯した場合は、建物を借用している方(被共済者)が、火災または破裂・爆発事故により借用戸室に損害を与えたことにより、貸主に対し負担する法律上の賠償費用をお支払いします。  
※工場物件には、付帯できません。

**類焼見舞金補償特約** 共済の対象または共済の対象を収容する建物からの火災または破裂・爆発事故により、近隣の建物またはその収容動産が損害を受けた場合に共済金をお支払いします。  
※類焼損害を被った物件等の所有者の方に共済金をお支払いします。

類焼先が <b>全損</b> の場合 (時価の80%以上の損害)	300万円または時価損害額のいずれか低い額
類焼先が <b>半損</b> の場合 (時価の20%以上80%未満の損害)	150万円または時価損害額のいずれか低い額
類焼先が <b>一部損</b> の場合 (時価の20%未満の損害)	50万円または時価損害額のいずれか低い額

**風災等支払方法拡充特約** この特約を付帯した場合は、風災、電災または雪災による共済対象の損害の額が20万円未満であっても共済金の支払対象とすることができます。

**火気禁止特約** 共済の対象は、工場物件の貯蔵施設で、その施設内で火気を取り扱わないことを約定することにより、共済掛金が割安となります。

**水害共済金補償特約(工場物件のみ付帯が可能)** この特約を付帯した場合は、水災による工場物件の共済対象(建物またはこれに収容される家財、設備・什器等もしくは商品・製品等)の損害に対して、共済金をお支払いします。

建物または家財に共済価額の30%以上の損害が生じた場合	床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水		
	建物または家財に共済価額の15%以上30%未満の損害が生じた場合	建物または家財に共済価額の15%未満の損害が生じた場合	設備・什器等または商品・製品等に損害が生じた場合
共済金額 × $\frac{\text{損害額}}{\text{共済価額}}$	共済金額×20% ※1事故1敷地内ごとに300万円 または 損害額 × $\frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$ のいずれか低い額が限度	共済金額×10% ※1事故1敷地内ごとに150万円 または 損害額 × $\frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$ のいずれか低い額が限度	共済金額×25% ※1事故1敷地内ごとに1,000万円 または 損害額 × $\frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$ のいずれか低い額が限度